

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 8年度				
設計年月	令和 年 月				
予算科目	款	項	目	節	
工事場所	京都市南区東九条北松ノ木町他地内				
路線名又は河川名等	路線名又は河川名等				
工事名	高瀬川河川維持作業委託				
工期	令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで				
事業課(所)名	河川整備課	単価使用年月	令和 年 月		
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月		
変更回数		基準適用年月	令和 年 月		
主工種		単価地区			
前払金支出		調整区分			

京都市 建設局

チェック欄
<input type="checkbox"/>

工事概要

作業延長				m	3,028
堤防除草工	m2	4,700	道路除草工	m2	2,900
塵芥処理工	千m2	235	樹木・芝生管理工	式	1

施工理由

本業務は、高瀬川の四条通から最下流の区間において、除草等の維持管理作業を行うものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工事価格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給品費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年12月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年12月	
基 準 適 用 年 月	2025年12月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 たる 工 種	14:河川維持工事	
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	補正しない	0.00%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価（円）	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
除草工	堤防除草工	除草処分			t	35,000	処分費	
除草工	道路除草工	除草処分			t	35,000	処分費	
植栽維持工	樹木・芝生管理工	枝葉処分			t	12,000	処分費	
植栽維持工	樹木・芝生管理工	応急作業			回	38,570	施工費	作業員2名×半日程度の作業量

設計内訳書 (本01)

工事名	高瀬川河川維持作業委託				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川維持		式	1				
除草工		式	1				
堤防除草工		式	1				
堤防除草(複合)	除草機種:肩掛式(カッタ径255mm), 梱包の有無:梱包無し, 飛散防止措置:有り	m2	4,700				
運搬(堤防除草)	運搬機械:ダンプトラック(オノロト・デ・イゼル・2t積)	千m2	4.7				
除草処分		t	2				
道路除草工		式	1				
道路除草(複合)	作業形態:機械除草(肩掛式), 飛び石防護の有無:有り, 運搬機械選定:ダンプトラック	m2	2,900				
除草処分		t	0.9				
清掃工		式	1				
塵芥処理工		式	1				
散在塵芥処理	作業区分:収集・集積・積込み・運搬	千m2	235				
植栽維持工		式	1				

設計内訳書 (本01)

工事名	高瀬川河川維持作業委託				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
樹木・芝生管理工		式	1				
中木剪定(1)	施工内容:円筒形せん定,施工規模:50本以上,樹高:60cm以上100cm未満,施工場所別補正:標準	本	13				
中木剪定(2)	施工内容:円筒形せん定,施工規模:50本以上,樹高:100cm以上200cm未満,施工場所別補正:標準	本	106				
中木剪定(3)	施工内容:円筒形せん定,施工規模:50本以上,樹高:200cm以上300cm未満,施工場所別補正:標準	本	42				
寄植剪定	施工内容:低木,施工規模:100m2未満,施工場所別補正:標準	m2	30				
枝葉処分		t	0.2				
補植	樹種:ヒトツツ,樹高(H):50cm,枝張(W):50cm,施工規模:100本未満,施工場所別補正:標準	本	10				
灌水	散水車機種:トラック使用,施工規模:100m2以上1,000m2未満,施工場所別補正:標準	m2	750				
応急作業		回	1				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	B	人日	27				
直接工事費		式	1				

設計内訳書 (本01)

工事名	高瀬川河川維持作業委託				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
現場環境改善費		式	1				
みやこ柚木看板	規格:1,100×1,400	枚	1				
共通仮設費 (率計上)		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 高瀬川河川維持作業委託
工事場所 京都市南区東九条北松ノ木町他地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、設計図書によるほか、土木請負工事必携（以下、請負工事必携という。）（令和7年8月京都市）及び特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）によらなければならない。

また、本工事に係る提出書類の様式は、樹木剪定等業務委託監督・検査諸規定（令和7年11月京都市）によるものとする。なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

第2条（受注者希望方式による完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日の実施）

- 1 本工事は、京都市建設局週休2日工事の対象（受注者希望方式による完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日）であり、京都市建設局週休2日工事実施要領に基づいて実施する。ただし、通期の週休2日は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日の実施内容を反映させること。
- 3 完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日を達成した場合は、工事成績評定の考査項目の創意工夫において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する京都市建設局週休2日工事に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に京都市建設局週休2日工事である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（受注者希望方式による建設キャリアアップシステム活用モデル工事の実施）

- 1 本工事は、京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事の対象（ただし、受注者希望方式）であり、京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目の創意工夫において、加点対象となる。

第4条（前払金）

前払金は、請負代金の30%以内とし、中間前払金は、対象外とする。なお、前払金保証について、電子証書の提出を可能とする。

2 現場条件に関する事項

第1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 除草作業は、飛散防止シート等による養生を行うとともに、刈草等が下流に流れないように適切な措置を講じること。
- 2 塵芥処理工の作業範囲は、河川内及び一部の植樹帯とする。作業頻度は、原則として月1回とし、作業日については、事前に監督職員と協議を行うこと。
- 3 作業に伴い発生した建設副産物は、現場に仮置きせず、速やかに処理すること。
- 4 作業に当たっては、必要に応じて工事内容や期間等を記載したビラを配布・掲示し、周辺住民等へ適切に周知を行うこと。
- 5 作業区間の一部は、通行禁止道路となっているため、当該区間において車両の進入を伴う作業を実施する場合は、事前に監督職員及び交通管理者と協議を行うこと。
- 6 補植、灌水及び応急作業の実施については、事前に監督職員の指示を受けること。
- 7 灌水に係る水（料金）は、本業務範囲内の水道栓からの取水を想定しているため、計上していない。

第2条（工程）

- 1 受注者は、契約後速やかに監督職員と施工方法（工程調整事項等）について協議を行い、その内容を施工計画書に反映させること。
- 2 週間工程表は、前週金曜日（閉庁日の場合は直前の開庁日）の12時までに監督職員へ提出すること。
- 3 長期休暇中の緊急連絡体制については、監督職員が別途指示する様式にて提出すること。

第3条（除草及び剪定作業について）

- 1 剪定樹木及び時期については、作業着手前に監督職員と現場立会を行い、確認すること。
- 2 除草時に誤って周辺の樹木等を傷めないように努めること。本作業に伴い、枯損した樹木については、受注者の責において補植等の対応を行うこと。
- 3 受注者は、建設業法の造園工事業に係る主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）を1名以上配置し、かつ、別紙の資格及び経験を有する剪定作業責任者を常駐させることとする。なお、剪定作業責任者は、主任技術者等及び現場代理人を兼務することができる。
- 4 樹木の切断面が直径10cm以上の場合、殺菌癒合材等による防腐処理を行うこと。

第4条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 1日当たりの編成人数	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
作業範囲周辺	4名以内	4名以内（交通誘導警備員B）	昼間	無

- 2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

第5条（工事現場の現場環境改善等）

現場環境改善等の実施項目については、以下のとおりとする。なお、現場条件等により下記項目に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

項目	仕様	設置枚数
工事標示板	<ul style="list-style-type: none">・みやこ杉木を用いた看板・納品時に、生産事業体が発行するみやこ杉木の出荷証明書の原本又は写しを提出すること。・看板サイズは1, 100×1, 400mmとする。・表示面はアクリル板とし、アクリル面に業務内容を印字する。	1枚

3 監督職員の確認に関する事項

第1条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第2条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の表3-1-1段階確認一覧表に示す各種別、品質管理基準及び規格値による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、不可視部分等の判別できる施工管理記録（出来形成果表等）や写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

工種・種別等	細別	確認項目
堤防除草工	堤防除草（複合）	刈高、集草状況
道路除草工	道路除草（複合）	刈高、集草状況
塵芥処理工	散在塵芥処理	処理状況
樹木・芝生管理工	剪定各種	仕上りの状態
	寄植剪定	仕上りの状態

第3条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項目	確認方法・目的等
剪定・伐採樹木の確認	樹木の生育状況、周辺の支障物件等の状況を確認し、剪定方針を決定する。

4 建設副産物に関する事項

第1条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は、京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例（最終改正平成23年4月1日）及び京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<一 廃棄物 >

建設副産物	受入場所	備考
刈草 【0.55t/m ³ 】	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町45-1-2	設計運搬距離 L=9.3km
塵芥	南部クリーンセンター 京都市伏見区横大路八反田29	設計運搬距離 L=8.5km
建設発生木材（枝葉） 【0.55t/m ³ 】	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町45-1-2	設計運搬距離 L=9.3km

散在塵芥処理により収集した副産物の搬入は、監督職員及び受入場所（クリーンセンター）の指示に従うこと。また、処分後は、監督職員が別途指示する必要事項を報告すること。なお、塵芥の処分費は、無償である。

5 その他事項

第1条（工事書類の提出）

検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の30日前までに提出すること。また、検査に必要な工事書類については、工期末の15日前までに提出すること。

第2条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下、システムという。）の利用対象とする。システムを利用できない場合は、監督員から承諾を得るものとする。
システムの利用に当たっては、京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（以下、ガイドラインという。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、京都市建設局電子納品実施要領（以下、要領という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。
なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認し、最新版の要領を使用すること。

第3条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）（令和5年3月）及び建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）段階確認、材料確認及び立会の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやiPhone等のモバイル端末を使用することも可能である。
ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、段階確認、材料確認及び立会だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（２）効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（３）費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）（令和５年３月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（４）成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目の創意工夫において、１点の加点とする。

第４条（植栽工事における植替え）

１ 植栽樹木等が工事完了引渡後１年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね $2/3$ 以上となった場合又は通直な主幹を持つ樹木については、樹高の概ね $1/3$ 以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態になると想定されるものを含む。）となった場合には、受注者は当初植栽した樹木と同等又はそれ以上の規格のものに植え替えるものとし、樹木等の枯死又は形姿不良の判定は、甲乙立会のうえ行うものとする。ただし、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり・落盤・火災・騒乱・暴動等の天災により流出・折損・倒木した場合はこの限りでない。植替え時期については、甲乙協議するものとする。

なお、本項は樹木等を支給するもの又は樹木等の発生品を使用する場合は適用しないものとする。

２ 干害・風水害等に起因するものであっても立ち枯れの状態のものについては、前項を適用する。

３ 植替えを行った樹木等が、工事完了引渡日から１年以内に再枯損した場合は、再度植え替えるものとする。

４ 以下の細別を植栽割増の対象とする。

工種	種別	細別	備考
植栽維持工	樹木・芝生管理工	補植	ヒラドツツジ

第５条（本工事における出来形管理）

請負工事必携に測定基準がない出来形管理については、下表によるものとする。

細別	測定項目	測定頻度	備考
道路除草（複合）	刈高（H） 10cm 以下	橋りょう間ごとに１箇所	

第6条（本工事における写真管理）

出来形と作業状況が明確に分かる写真及び資料を提出すること。作成要領は、請負工事必携に準じ、作業状況撮影数量は、下表による。なお、実施内容については、監督職員と協議を行うこと。

細別	撮影頻度	備考
堤防除草（複合）	橋りょう間ごとに1枚／回	作業前・中・後
道路除草（複合）	橋りょう間ごとに1枚／回	作業前・中・後
散在塵芥処理	橋りょう間ごとに1枚／回	作業前・中・後
高木剪定	10本ごとに1枚	作業前・中・後
中木剪定	10本ごとに1枚	作業前・中・後
寄植剪定	100m ² ごとに1枚	作業前・中・後
建設副産物の処理状況	種別ごとに1枚	収集・積込・運搬・処分状況
補植	樹種ごとに1枚	規格寸法が確認できること
応急作業	作業回ごとに1枚	作業内容が確認できること
灌水	作業日ごとに1枚	作業内容が確認できること

剪定作業責任者通知書

下記業務について、剪定作業責任者を配置します。

委託業務名 ()
受注者名 ()
氏 名 ()

- (ア) 街路樹剪定士
- (イ) 造園技能士二級以上※
- (ウ) 造園施工管理技士 2 級以上※
- (エ) 街路樹等の剪定作業又は、植栽工事に直接従事した経験が7年以上

※ただし、二級（2級）の場合は、取得後2年以上の剪定業務経験が必要

【添付資料】

- (ア) 街路樹剪定士証又は、街路樹剪定士認定証の写し
- (イ) 技能検定合格証書の写し（二級の場合は、経歴書も必要）
- (ウ) 技術検定合格証明書の写し（2級の場合は、経歴書も必要）
- (エ) 同等の経験がわかる経歴書

位置図



1 / 15000

本工事施工箇所 :

